

事 務 連 絡
令和 7 年 5 月 9 日

各都道府県建設業協会
事務局 御中

一般社団法人全国建設業協会
労働部

建設技能者等のリスキリングに活用できる支援制度について（周知依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。また、平素より本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長より、国土交通省及び厚生労働省において、企業による建設技能者等へのリスキリング支援や技能者等本人による自発的なリスキリングをより一層促進する観点から、活用できる支援制度（給付金や助成金）について、別添のとおり本会に周知依頼がありました。

つきましては、別添資料について、会員企業等への積極的な活用が図られるよう、よろしく周知の程、お願いいたします。

以上

（担当：労働部 山崎（直）、浜崎）

事 務 連 絡

令和7年5月8日

建設業者団体等の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長

建設技能者等のリスキリングに活用できる支援制度の周知について

平素より、国土交通行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省及び厚生労働省では、建設業等の持続的な発展に向けて、建設技能者等の人材確保・育成に連携して取り組んでいるところですが、「建設キャリアアップシステム」及び能力評価を活用した技能・経験に応じた処遇改善は重要な取組の1つです。

この度、企業による建設技能者等へのリスキリング支援や技能者等本人による自発的なリスキリングをより一層促進する観点から、能力評価に必要な資格取得を含めた、建設技能者等によるリスキリングに活用できる支援制度をご紹介するための資料を別添のとおりとりまとめました。支援制度には企業向けのみならず、技能者等本人向けのものもございます。

つきましては、貴団体におかれましては、会員企業や会員企業を通じた技能者等の方への周知を行い、支援制度の積極的な活用を促していただきますようお願いいたします。

支援制度を活用したリスクリングをご検討ください！

- 厚生労働省では、建設技能者のリスクリングに活用できる支援制度を多数用意しています。
- これらの制度を使えば、CCUSの各レベルに必要な多くの資格取得にもつながります。
【各レベルで主に求められる資格】
レベル2：特別教育、技能講習 レベル3：1級技能士、施工管理技士 レベル4：登録基幹技能者
- 所属会社への支援制度や技能者本人への支援制度もありますので、積極的に活用してください。

教育訓練給付金

<制度の概要>

厚生労働大臣が指定する講座を主体的に受講・修了した技能者本人への支援

<主な支援内容>

受講費用の

最大80%（年間上限64万円）

<取得につながる資格の例>

- ・電気工事士
- ・測量士・測量士補
- ・玉掛技能講習
- ・車両系建設機械運転技能講習
- ・土木施工管理技士

※令和7年10月より教育訓練休暇給付金が創設。

より詳しい情報はP4～7へ

人材開発支援助成金 （建設業向け）

<制度の概要>

技能者に認定職業訓練や技能実習を行った建設事業主への支援

<主な支援内容>

経費助成：**最大90%**

賃金助成：**最大11,405円／日**

<取得につながる資格の例>

- ・安衛法による特別教育
- ・安衛法による技能講習
- ・能開法による技能検定（技能士）
- ・建業法による登録基幹技能者

より詳しい情報はP8へ

人材開発支援助成金 （全業種向け）

<制度の概要>

技能者にその職務や事業展開・DX・GXに必要な技能習得の訓練を行った建設事業主への支援

<主な支援内容>

経費助成：**最大75%**

賃金助成：**最大960円／1時間**

<取得につながる資格の例>

- ・クレーン技能講習
- ・1級技能士
- ・ドローン操縦士

より詳しい情報はP9へ

CCUS能力評価制度に基づくレベルアップのメリット

- 能力評価制度は、技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めるためのものです。
- 技能者の育成・レベルアップには、実際の技能向上だけでなく、様々なメリットがあります。

技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行

**経験(就業日数)、
保有資格に応じてレベルアップ！**



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者 (登録基幹技能者等)

人材確保等支援助成金で支援！【R7新規】

- ・ CCUS等活用促進コース（雇用管理改善促進事業）を創設
- ・ 技能者のレベルアップ&処遇改善で最大160万円支給！

※主な支給要件

- ・ 中小建設事業主であること
- ・ 全ての技能者の技能者登録の完了
- ・ レベルアップした技能者の5%以上の賃上げ

- ・ [パンフレットはこちら](#)



経営事項審査における加点！

- ・ レベル3、4の技能者の数に応じて加点！
- ・ レベル2以上にアップした割合に応じて加点！

元請企業からの手当支給も！

- ・ 協力会社の技能者へ手当を支給する企業も存在！

各支援制度を活用したい場合の相談先など

教育訓練給付金

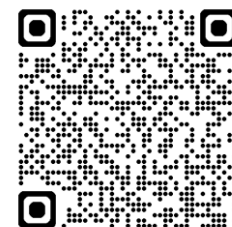
相談先：最寄りのハローワーク

関係HP：[教育訓練給付制度 | 厚生労働省](#)
[ハローワーク | 厚生労働省](#)

【教育訓練給付制度】



【ハローワーク】



人材開発支援助成金 (建設業向け)

相談先：最寄りの労働局、ハローワーク

関係HP：[建設事業主等に対する助成金 ホームページ](#)
[建設事業主等に対する助成金 パンフレット](#)

【ホームページ】



【パンフレット】



人材開発支援助成金 (全業種向け)

相談先：最寄りの労働局、ハローワーク

関係HP：[人材開発支援助成金（全業種向け）ホームページ](#)

【ホームページ】



教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	特定一般教育訓練給付金 ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	一般教育訓練給付金 ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・ 受講費用の50%（上限年間40万円） （6か月ごとに支給） ・ 追加給付①: 1年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の20%（上限年間16万円） ・ 追加給付②: 訓練前後で賃金が5%以上上昇(※1) ⇒受講費用の10%（上限年間8万円）	・ 受講費用の40%（上限20万円） ・ 追加給付: 1年以内に資格取得・就職等(※1) ⇒受講費用の10%（上限5万円）	・ 受講費用の20%（上限10万円）
支給要件	○ 在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合、専門実践教育訓練給付は2年以上、特定一般教育訓練給付・一般教育訓練給付は1年以上）		
講座数	3,220 講座	1,016 講座	12,341 講座
受給者数	36,324人（初回受給者数）	3,670人	76,257人
講座指定要件	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（4年制課程含む R7.4～） ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ③ 専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～） ④ 大学等の職業実践力育成プログラム 文部科学省連携 ⑤ 第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル3以上）(※2) 経済産業省連携 ⑥ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程	次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等 ② 一定レベル（ITSSレベル2）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程 (※2) ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム 文部科学省連携 ④ 職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）	次のいずれかの類型に該当する教育訓練 ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの 〔 民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等 〕

（注）講座数は令和7年4月時点、受給者数は令和5年度実績。（※1）令和6年10月1日以降に受講開始した者について適用。（※2）令和6年10月1日付け指定から適用。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座
ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座
(シスコ技術者認定資格等)
ITSSレベル2の資格取得を目指す講座
(基本情報技術者試験等)
ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門実践教育訓練給付金

最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給(※1)

- ※1 2024年9月までに開講する講座は最大で受講費用の70%〔年間上限56万円〕を支給
※2 2024年9月までに開講する講座は受講費用の40%〔上限20万円〕を支給

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント
社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士
中小企業診断士試験
司書・司書補
産業カウンセラー試験
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員
Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験(日商簿記)
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定(英検)
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士(介護福祉士実務者研修を含む)
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師
主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者(R)試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

特定一般教育訓練給付金

最大で受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給(※2)

営業・販売関係

調理師
宅地建物取引士資格試験
インテリアコーディネーター
パーソナルカリリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士
電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師
パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程
(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など)
職業実践力育成プログラム
(保健、社会科学、工学・工業など)
キャリア形成促進プログラム
(医療、文化教養、商業実務関係)
専門職学位
(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など)
短時間の職業実践力育成プログラム(人文科学・人文)
短時間のキャリア形成促進プログラム(文化教養関係)
修士・博士
履修証明
科目等履修生

教育訓練給付金の建設業界に親和性の高いと思われる指定講座の例 (令和7年4月1日時点)

●専門実践

【業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程】

測量士補	5講座
電気工事士	4講座
測量士	1講座
建築士	1講座

【専門学校での職業実践専門課程】

土木・建築	36講座
-------	------

●特定一般

【業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程】

大型自動車第一種免許	168講座
中型自動車第一種免許	97講座
準中型自動車第一種免許	56講座
大型自動車第二種免許	49講座
普通自動車第二種免許	35講座
大型特殊自動車免許	28講座
けん引免許	17講座
無人航空機操縦士	15講座
宅地建物取引士資格試験	7講座
フォークリフト運転技能講習	5講座
玉掛技能講習	4講座
第二種電気主任技術者試験 (一次・二次総合)	3講座
小型移動式クレーン技能講習	2講座
高所作業車運転技能講習	2講座
車両系建設機械運転技能講習	1講座

●一般

【輸送・機械運転関係】

大型自動車第一種免許	2,449講座
中型自動車第一種免許	1,767講座
準中型自動車第一種免許	838講座
大型特殊自動車免許	678講座
大型自動車第二種免許	590講座
普通自動車第二種免許	437講座
けん引免許	373講座
フォークリフト運転技能講習	300講座
無人航空機操縦士	238講座
小型移動式クレーン技能講習	80講座
玉掛技能講習	74講座
車両系建設機械運転技能講習	69講座
高所作業車運転技能講習	50講座
床上操作式クレーン技能講習	27講座
中型自動車第二種免許	19講座
移動式クレーン運転士免許	13講座
クレーン・デリック運転士免許	7講座
不整地運搬車運転技能講習	4講座
ショベルローダー等運転技能講習	1講座

【営業・販売サービス関係】

宅地建物取引士資格試験	100講座
-------------	-------

【事務関係】

建設業経理検定	※民間資格	7講座
---------	-------	-----

【技術関係】

建築士	65講座
土木施工管理技術検定	52講座
建築施工管理技術検定	50講座
管工事施工管理技術検定	21講座
電気主任技術者試験	14講座
電気工事施工管理技術検定	12講座
電気工事士試験	7講座
建設機械施工管理技術検定	7講座
電気通信工事担任者試験	6講座
測量士・測量士補	4講座
造園施工管理技術検定	4講座
技術士（建設部門）	2講座
電気通信工事施工管理技術検定	2講座
給水装置工事主任技術者試験	2講座
建築設備士	2講座
エネルギー管理士試験	2講座
危険物取扱者	2講座
ボイラー技士免許試験	2講座
舗装施工管理技術者資格試験	2講座
消防設備士	1講座
高圧ガス製造保管責任者試験	1講座
建築物環境衛生管理技術者試験	1講座

教育訓練休暇給付金の概要

- 労働者の主体的な能力開発をより一層支援する観点から、雇用保険被保険者が自発的に教育訓練を受けるために無給の休暇を取得した場合に、基本手当に相当する給付として、賃金の一定割合を支給するもの。

対象者・支給要件	- 雇用保険の一般被保険者 - 休暇開始前2年間(※1)にみなし被保険者期間(賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月)が12か月以上あること (※1)疾病、負傷、事業所の休業、出産等により引き続き30日以上賃金の支払いが受けられなかった場合は、最大4年間 - 休暇開始前に算定基礎期間(被保険者として雇用された期間)が5年以上あること
給付内容	- 教育訓練休暇を開始した日から1年(※2)の期間内の教育訓練休暇を取得している日に、離職した場合に支給される基本手当の額と同じ額(※3)を支給 (※2)妊娠、出産、育児、疾病、負傷等により30日以上教育訓練を受けられない場合は最大4年間 (※3)休暇前の賃金・年齢に応じて、2,295～8,635円/日(令和6年8月1日以降の額。毎年8月1日に改定) - 給付日数は、算定基礎期間に応じて90日、120日又は150日
支給対象	労働協約、就業規則等により設けられた制度に基づき、自発的に(※4)教育訓練休暇(当該休暇の期間が30日以上であり、かつ、対象教育訓練を受けるものとして、事業主の承認を得たもの)を取得した場合に、その期間内の自己の労働等によって収入を得ていない日について支給 (※4)事業主の提出書類により、申請者が解雇等の予定がないことを確認。虚偽申告は罰則の対象。
対象教育訓練	- 大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校が行う教育訓練 - 教育訓練給付金の支給対象として厚生労働大臣の指定を受けた講座を実施する施設が行う教育訓練 - その他職業に関する教育訓練として職業安定局長が定めるもの
その他	教育訓練休暇給付金の支給を受けた場合、休暇開始日前の被保険者期間は、基本手当の受給資格決定に用いる期間から除く。ただし、特定教育訓練休暇給付金受給資格者(※5)については、基本手当の受給資格決定に用いる期間から休暇開始前の被保険者期間を除かない。 (※5)基本手当の特定受給資格者(暫定措置で特定受給資格者とみなされる特定理由離職者の一部を含む。)と同じ。

※令和7年10月1日施行。

人材開発助成金(建設業向け)の概要

コース名	対象	助成内容	助成率・助成額	賃金要件又は資格等手当要件を満たした場合(※1)
建設労働者認定訓練コース	・中小建設事業主 ・中小建設事業主団体(経費助成のみ)	能開法による認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合について助成 (例)木造建築科、とび科、屋根施工科、左官・タイル施工科 など	経費助成(訓練を実施した場合)： 助成対象経費の16.7% 賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)： 3,800円/日・人	賃金助成(雇用する建設労働者に訓練を受講させた場合)： 4,800円/日・人
建設労働者技能実習コース	・中小建設事業主、中小建設事業主団体(※支給対象：男性・女性労働者) ・中小以外の建設事業主、中小以外の建設事業主団体(※支給対象：女性労働者のみ)	・安衛法による特別教育(例)アーク溶接、電気取扱、特定粉じん、ロープ高所 など ・安衛法による安全衛生教育(例)クレーン、ガス溶接、玉掛け など ・安衛法による教習及び技能講習(例)クレーン、車両系建設機械、足場組立、有機溶剤 など ・能開法による技能検定試験のための事前講習(例)造園、とび、左官、型枠施工 など ・建設業法による登録基幹技能者講習(例)電気工事、鳶・土工、基礎工など などを実施した場合について助成	1. 中小建設事業主 20人以下： 経費助成 75% 賃金助成 8,550円/日・人 <9,405円/日・人> (※2) 21人以上： 経費助成 35歳未満 70% 35歳以上 45% 賃金助成 7,600円/日・人 <8,360円/日・人> (※2) 2. 中小以外の建設事業主： 経費助成 60% 3. 中小建設事業主団体： 経費助成 80% 4. 中小以外の建設事業主団体： 経費助成 66.7%	1. 中小建設事業主 20人以下： 経費助成 90% 賃金助成 10,550円/日・人 <11,405円/日・人> (※2) 21人以上： 経費助成 35歳未満 85% 35歳以上 60% 賃金助成 9,350円/日・人 <10,110円/日・人> (※2) 2. 中小以外の建設事業主： 経費助成 75%

※1 ①又は②の場合に、助成率等を加算。①訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合(賃金要件)／②資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合(資格等手当要件)

※2 <>内は建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合の支給額。

人材開発支援助成金（全業種向け）の概要（令和7年度）

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、その職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度。

【助成対象（申請者）：雇用保険適用事業主 対象労働者：雇用保険被保険者】

（ ）内は中小企業以外の助成額・助成率

支給対象となる訓練等			賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		OJT実施助成額 (1人1コース当たり)	
				賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6		賃金要件等を 満たす場合※6
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	10時間以上のOFF-JTによる訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	45% (30%) ※1	60% (45%) ※1	-	-
	認定実習併用職業訓練	新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			70%※2	85%※2		
	有期実習型訓練	有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練			45% (30%)	60% (45%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
					75%※3	100%※3	10万円 (9万円)	13万円 (12万円)
② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円	36万円	-	-
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～※7	高度デジタル人材訓練	高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練	1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-
	成長分野等人材訓練		1,000円※4	-	75%	-	-	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練	800円 (400円)	1,000円 (500円)	60% (45%)	75% (60%)	20万円 (11万円)	25万円 (14万円)
	定額制訓練	サブスクリプション型の研修サービスによる訓練	-	-	60% (45%)	75% (60%)	-	-
	自発的職業能力開発訓練	労働者が自発的に受講した訓練 (訓練費用を負担する事業主に対する助成)	-	-	45%	60%	-	-
	長期教育訓練休暇制度	長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	1,000円※5 (800円)	- ※5 (1,000円)	20万円	24万円	-	-
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円	-	-
④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～※7			1,000円 (500円)	-	75% (60%)	-	-	-

※1 正規雇用労働者等の場合の助成率 ※2 非正規雇用労働者等の場合の助成率 ※3 正社員化した場合に助成 ※4 国内の大学院を利用した場合に助成 ※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算 ※7 令和8年度末までの時限措置

【参考】建設キャリアアップシステムの目的

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、技能・経験に応じた適切な処遇につなげようとするもの

技能者の技能・経験に応じた処遇改善を進めることで、①若い世代がキャリアパスの見通しをもて、②技能者を雇用し育成する企業に人が集まる建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】
・本人情報
・保有資格
・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



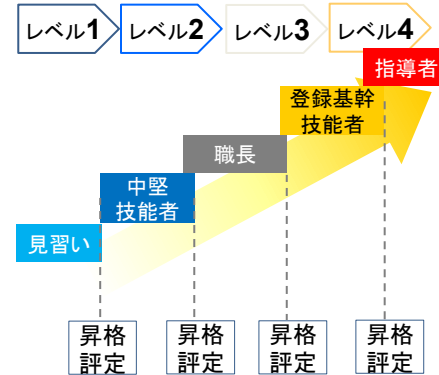
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

【参考】CCUS能力評価基準の策定状況（令和7年3月31日時点）

技能者の能力評価は、専門工事業団体が策定した能力評価基準（42分野において策定・国土交通大臣の認定済）に基づき、専門工事業団体が実施

電気工事 （一社）日本電設工業協会	橋梁 （一社）日本橋梁建設協会	造園 （一社）日本造園建設業協会 （一社）日本造園組合連合会	コンクリート圧送 （一社）全国コンクリート 圧送事業団体連合会	防水施工 （一社）全国防水工事業協会
トンネル （一社）日本トンネル 専門工事業協会	建設塗装 （一社）日本塗装工業会	左官 （一社）日本左官業組合連合会	機械土工 （一社）日本機械土工協会	海上起重 （一社）日本海上起重技術協会
プレストレストコンクリート （一社）プレストレスト・ コンクリート工事業協会	鉄筋 （公社）全国鉄筋工事業協会	圧接 全国圧接業協同組合連合会	型枠 （一社）日本型枠工事業協会	配管 （一社）日本空調衛生工事業協会 （一社）日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
とび （一社）日本建設躯体 工事業団体連合会 （一社）日本鳶工業連合会	切断穿孔 ダイヤモンド工事業協同組合	内装仕上 （一社）全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業 協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	サッシ・カーテンウォール （一社）日本サッシ協会 （一社）建築開口部協会	エクステリア （公社）日本エクステリア建設業協会
建築板金 （一社）日本建築板金協会	外壁仕上 日本外壁仕上業協同組合連合会	ダクト （一社）全国ダクト工業団体連合会 （一社）日本空調衛生工事業協会	保温保冷 （一社）日本保温保冷工業協会	グラウト （一社）日本グラウト協会
冷凍空調 （一社）日本冷凍空調 設備工業連合会	運動施設 （一社）日本運動施設建設業協会	基礎ぐい工事 （一社）全国基礎工事業団体連合会 （一社）日本基礎建設協会	タイル張り （一社）日本タイル煉瓦工事工業会	道路標識・路面標示 （一社）全国道路標識標示業協会
消防施設 （一社）消防施設工事協会	建築大工 全国建設労働組合総連合 （一社）JBN・全国工務店協会 （一社）全国住宅産業地域活性化協議会 （一社）日本ログハウス協会 （一社）プレハブ建築協会	硝子工事 全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会	ALC （一社）ALC協会	土工 （一社）日本機械土工協会
ウレタン断熱 （一社）日本ウレタン断熱協会	発破・破砕 （一社）日本発破・破砕協会	建築測量 （一社）全国建築測量協会	圧入 （一社）全国圧入協会	さく井 （一社）全国さく井協会
解体 （公社）全国解体工事業団体連合会	計装工事 （一社）日本計装工業会			

上記に加え、現在、10以上の専門工事業団体から、個別に能力評価基準の策定等に係る相談を受付

【参考】人材確保等支援助成金 CCUS等活用促進コースの概要

制度見直しの趣旨

建設キャリアアップシステム（CCUS）は、技能者の能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的としており、助成金により普及促進に取り組んできた。

CCUSの技能者登録数は全国の建設技能者の半数を超え、普及が一定程度進んだことから、CCUSのレベルに応じた処遇改善を進めるため、次の段階として中小建設事業主を対象に、CCUSを活用した雇用管理改善の取組に対する支援を行う。

一方、未登録の技能者も一定数存在するため、技能者登録料等の手数料の支援については令和7年度に限り実施する。

CCUS等普及促進コース(R4～R6)

建設労働者の入職促進及び処遇改善を図るため、CCUSや建設技能者の能力評価制度、専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度の普及促進事業を行う建設事業主団体を支援する。

- ア. CCUS等登録促進事業
- イ. CCUS等登録手続支援事業
- ウ. 就業履歴蓄積促進事業

① 助成対象者

建設事業主団体

② 対象事業

- ア. 中小構成員等に技能者登録料等を助成する取組
- イ. 中小構成員等の手続きを支援する取組
- ウ. 中小構成員等におけるカードリーダー等の導入を促進する取組

③ 支給額

対象経費の2/3（中小以外の場合は1/2）

<支給上限額>

- 一事業年度あたり、全国団体：3,000万円
- 都道府県団体：2,000万円
- 地域団体：1,000万円

CCUS等活用促進コース(R7～)

雇用管理改善促進事業

技能者の能力・経験に応じた適切な処遇を目的として、中小建設事業主が実施するCCUSを活用した雇用管理改善の取組を支援する。

① 助成対象者

中小建設事業主

※ 雇用管理改善を進める必要がある中小建設事業主に支援を重点化。

② 支給要件

- ア. 雇用する技能者全ての技能者登録が完了していること
- イ. レベル判定で昇格認定を受けた技能者の賃金を5%以上増加させていること（賃金改定の前後1年間で比較）

③ 支給額

レベル判定で昇格認定を受け、賃金を5%以上増加させた技能者の数×16万円

<支給上限> 一事業年度あたり、160万円（16万円×10人）

※ 各技能者について一つの昇格認定につき1回申請可。

普及促進事業 ※令和7年度限り

CCUS等普及促進コースのうち、「CCUS等登録促進事業」を継続したもの。
建設事業主団体が中小構成員等に対し、技能者登録料、レベル判定手数料等の全部または一部を補助する事業を支援する。

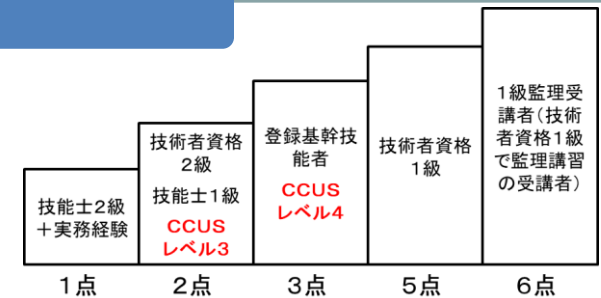
なお、①助成対象者、②対象事業、③支給額は従前と同様。

【参考】経営事項審査におけるCCUS係る加点

○ CCUSを活用して技能者の育成を行う企業や、就業履歴蓄積環境の整備に取り組む企業を、経営事項審査において加点

レベル3・4の技能者の数に応じた加点（技術職員点数（Z1）、R2.4～）

○建設キャリアアップシステムにおいて、**レベル4、3と判定された者の数**に応じて、新たに評点を付与
※技能士1級や登録基幹技能者でなくても加点

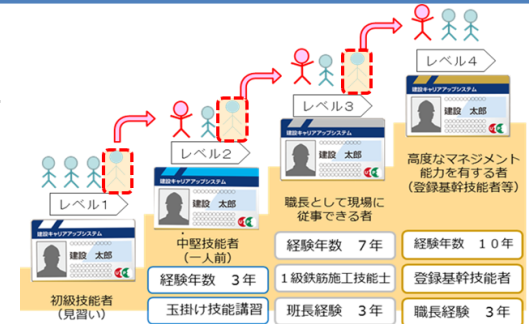


レベル2以上にアップした技能者の割合に応じた加点（知識・技術技能の向上の取組（W1-8）、R3.4.1～）

○基準日以前3年間に於いて、建設キャリアアップシステムで**レベル2以上にアップした建設技能者の割合**に応じて評点を付与（**最大10点**）

※技術者については、一人当たりの継続教育（CPD）プログラムの受講単位数に応じて評点を付与。

（例）技能者10人の企業において3年間で3人がレベルアップ
 $\frac{3}{10} = 30\%$



建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W1-10、R5.8～）

○審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事について、以下の全ての措置を講じている場合に加点

- ① CCUS上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者がカードリーダー等によりCCUS上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第6号に掲げる誓約書の提出

民間工事を含む全ての建設工事で実施した場合	15点
全ての公共工事	10点

【参考】CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例

1. レベルに応じた手当支給

①谷脇組(北海道)

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を導入。

(月額)	
レベル	キャリアアップ手当
4(金)	20,000円
3(銀)	15,000円
2(青)	10,000円
1(白)	5,000円

②大和ハウス工業(大阪)

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の能力評価制度を組み合わせた手当を支給**する「技能者キャリアアップ制度」を導入。

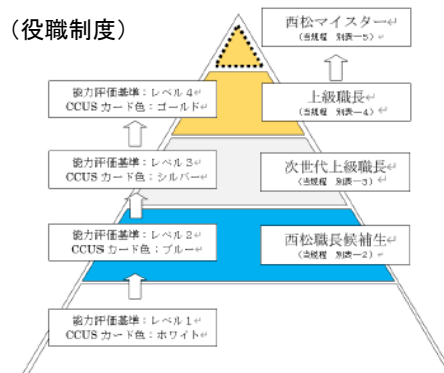
CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定 された場合(最大)
レベル4(ゴールド) (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3(シルバー) (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2(ブルー) (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1(ホワイト) (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

【その他実施している企業】
新谷建設 村本建設 等

2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

○西松建設(東京)

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。
認定された役職に応じ、**CCUSの就業履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



(手当制度)

役職	単価
西松マスター	日額 3,000 円
上級職長	日額 2,000 円
次世代上級職長	日額 1,000 円
西松職長候補生	日額 500 円

【その他実施している企業】

竹中工務店、浅沼組、大林組、大林道路、奥村組、熊谷組、佐藤工業、大成建設、大成ロテック、大日本土木、東亜建設工業、戸田建設、飛鳥建設、中山組、日本国土開発、橋本店、長谷工コーポレーション、フジタ、富士ピー・エス、馬淵建設 等

※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

3. 昇給・昇格の要件として活用

(昇格基準)

○フクザワコーポレーション(長野)

自社の技能者の**昇格基準として、CCUSレベルを設定**。

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
		担当係長	適切な判断、アクシデントへの対応、改善・提案能力 等
2	一般	主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
		担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
1		3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
		2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

○鹿島建設 ○清水建設 ○竹中工務店 ○三井住友建設 等